

通所介護重要事項説明書

(令和7年12月16日 現在)

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-27-3356
担当 ・デイサービスセンター真名実恵園
サービス提供責任者 田屋 美菜子
※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンター真名実恵園
所在地	千葉県茂原市真名675番地2
介護保険指定番号	通所介護 (千葉県第1271500504号)
サービスを提供する対象地域 ※	基本実施地域：茂原市、白子町、長柄町、長南町、一宮町、睦沢町、長生村、大網白里市、市原市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
管理者	0人	0人	1人	0人
生活相談員	0人	0人	3人	0人
看護職員	0人	0人	1人	2人
介護職員	6人	1人	3人	0人
機能訓練指導員	0人	0人	1人	2人
歯科衛生士	0人	0人	1人	0人
管理栄養士	0人	0人	1人	0人

(3) 同センターの設備の概要

定 員	30名	静養室	2室5床
食堂兼日常機能訓練室	142.19m ²	送迎車	9台
浴 室	1室(一般浴)	相談室	1室

(4) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	午前9時00分～午後5時30分
サービス提供時間	午前10時00分～午後3時30分
休業日	日曜日、国民の祝祭日、12／31～1／3

3. サービス内容

- ① 送迎・ご自宅まで送迎いたします
- ② 食事・栄養士が考えた手作りのお食事を提供いたします
- ③ 入浴・介護職員がお手伝いいたします
- ④ 機能訓練・機能訓練指導員がご利用者に合ったリハビリを行います
- ⑤ 口腔機能向上・歯科衛生士が口腔機能向上のための指導等を行います
- ⑥ 生活相談・生活相談員がご相談をお受けいたします
- ⑦ その他・排泄・車椅子への移乗等必要な介護を行います

4. 料金

※ 茂原市は地域区分6級地で、1単位10.27円で計算します。

(1) 基本単位（5時間以上6時間未満ご利用の場合）

自己負担（1日）	
要介護度1	570単位
要介護度2	673単位
要介護度3	777単位
要介護度4	880単位
要介護度5	984単位

(2) 加算料金

- ①入浴介助加算（I）
 入浴1回あたり 40単位
 入浴介助加算（II）
 利用1回あたり 55単位
- ②中重度者ケア体制加算
 利用1回あたり 45単位
- ③認知症加算
 利用1回あたり 60単位（該当する方のみ）
- ④若年性認知症受入加算
 利用1回あたり 60単位（該当する方のみ）
- ⑤口腔機能向上加算（I）
 口腔機能向上サービスを行った場合1回につき
 150単位（1月2回限度）
- 口腔機能向上加算（II）
 口腔機能向上サービスを行った場合1回につき
 160単位（1月2回限度）
- ⑥個別機能訓練加算（I）イ
 利用1回あたり 56単位
 個別機能訓練加算（I）ロ
 利用1回あたり 76単位
 個別機能訓練加算（II）
 一か月あたり 20単位
- ⑦科学的介護推進体制
 一か月あたり 40単位
- ⑧サービス提供体制強化加算（I）
 利用1回あたり 22単位
 サービス提供体制強化加算（II）
 利用1回あたり 18単位
 サービス提供体制強化加算（III）
 利用1回あたり 6単位
- ⑨介護職員等処遇改善加算（I）
 （基本単位+加算単位）×9.2%の単位
 介護職員処遇改善加算（II）
 （基本単位+加算単位）×9.0%の単位
 介護職員処遇改善加算（III）
 （基本単位+加算単位）×8.0%の単位
 介護職員処遇改善加算（IV）
 （基本単位+加算単位）×6.4%の単位
- ⑩送迎未実施減算
 △47単位（片道）

(3) その他

①昼食費	1食あたり 650円 食材費と調理費・おやつ代が含まれています。
②日常生活費	実費となります (主なもの) クラブ活動で使用する材料等(全額ご利用者負担)
③おむつ代	実費となります 紙おむつ Mサイズ1枚 180円 Lサイズ1枚 210円 紙パンツ Mサイズ1枚 140円 Lサイズ1枚 160円 尿取りパッド 1枚 40円

※ ただし、当センターのおむつ等を使用した場合でも後日代替品をお持ちになる場合は、その旨職員へお申し出ください。

④延長料金

要介護度	延長料金(1時間当たり)
要介護1	1,040円
要介護2	1,230円
要介護3	1,420円
要介護4	1,610円
要介護5	1,800円

※ 全額ご利用者負担となります。

※ 延長適用時間は午前9時30分以前及び午後4時以降となります。

⑤延長利用時の諸費用

送迎費用片道 1,870円 夕食代 503円

※ 全額ご利用者負担となります。

※ ご利用時間は、午前9時から午後5時30分までです。

⑥その他

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(4) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日当日午前8時50分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日当日午前8時50分までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

(5) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

尚、銀行振込の際は別途振込手数料がかかりますのでご了承ください。

5. サービスの利用方法

契約終了後、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

6. 当デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、法人設立時(平成4年9月8日)次の内容を基本理念として事業を開始しました。

福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において、必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、千葉県における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、これらの基本理念は、介護保険制度においても何ら変わることなく事業運営を実施して行きます。デイサービスセンターにおいても、この基本理念に基づき事業運営を図り、在宅の虚弱なご高齢者や寝たきりのご高齢者等に対し、通所による各種のサービスを提供することにより、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、そのご家族の身体的・精神的な負担の軽減を実施していきます。

(2) サービス利用にあたっての留意点

- ① 当園の浴室・機能訓練室等の設備をご利用される際には、職員による支援を受けながらご利用ください。
- ② 体調不良等により、入浴等のサービスまたはご利用そのものの中止・変更等を行うことがありますので予めご了承ください。
- ③ 日頃より、主治医の診断や日常生活上の留意事項、ご利用当日の健康状態等を職員に連絡するとともに、心身の状況に応じたご利用をお願い致します。
- ④ 他利用者や職員等に対しての宗教活動、営利を目的とした勧誘、商行為、暴言・暴力等は行わぬようお願い致します。
- ⑤ おおよその送迎時間は事前にご連絡いたしますが、交通事情等により到着時間が予定時間と前後する場合がありますのでご了承ください。また、ご家族にて送迎を希望される場合は、事前にご連絡ください。
- ⑥ 台風豪雨や降雪等の自然災害時や感染症流行時においては営業を休止させていただくことがありますので予めご了承ください。
- ⑦スマートフォン・携帯電話等の通信機器の施設持ち込みについて
 - ・施設は、紛失・破損・故障の責任は負いません。
 - ・他利用者及び施設職員の「個人を特定できる写真及び動画」の撮影、音声の録音は禁止します。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に体調の変化等があった場合は、すみやかにご家族、救急隊、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡し、適切な対応をいたします。

8. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応…関係機関への連絡、緊急避難誘導
- ・ 防災設備…耐火耐震壁構造、スプリンクラー、自動火災通報装置等完備
- ・ 防災訓練…地震訓練・火災訓練の実施（年4回以上）
- ・ 防火責任者…施設長

9. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

（1）当事業所ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 猪狩 誠 （施設長）
苦情受付担当者 豊田 勇司 （在宅課長）
第三者委員 石井 勇 （評議員）
電話番号 0475-27-3356
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
※ 緊急の場合は、この限りではありません。

（2）その他

当事業所以外に、下記の第三者機関へ苦情申し立てが出来ます

ア、各市町村窓口 お住いの市町村により窓口が異なります。別紙の一覧にてお住いの市町村窓口にお申立てください。

イ、千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428（苦情処理係）

ウ、千葉県運営適正化委員会 043-246-0294（福祉サービス利用者サポートセンター）

10. 当法人の概要

法人名称 ……………… 社会福祉法人 豊裕会
代表者役職・氏名 ……… 理事長 西澤 溫
所在地・電話番号 ……… 千葉県茂原市法目2672番地1
TEL 0475-34-5808

実施事業

- （1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- （2）居宅介護支援事業（ケアプラン作成等）… 休止中
- （3）通所介護事業（デイサービス事業）
- （4）（介護予防）短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）
- （5）在宅介護支援センター（各種相談業務）

別紙

市町村窓口一覧

【茂原市】 茂原市役所 高齢者支援課	0 4 7 5 - 2 0 - 1 5 7 2
茂原市もばら地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 2 - 3 0 0 7
茂原市みなみ地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 0 - 2 6 2 6
茂原市ほんのう地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 6 - 2 1 2 3
茂原市ちゅうおう地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 6 - 7 5 2 5
【長柄町】 長柄町役場 健康福祉課	0 4 7 5 - 3 5 - 2 4 1 4
長柄町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 0 - 6 0 0 0
【長南町】 長南町役場 住民課保健福祉室	0 4 7 5 - 4 6 - 2 1 1 6
長南町包括支援センター	0 4 7 5 - 4 0 - 5 9 0 1
【白子町】 白子町役場 健康福祉課介護保険係	0 4 7 5 - 3 3 - 2 1 1 3
白子町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 0 - 3 8 8 8
【大網白里市】 大網白里市役所 高齢者支援課	0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 0 9
大網白里市地域包括支援センター	0 4 7 5 - 7 0 - 0 4 3 9
【一宮町】 一宮町役場 福祉健康課介護保険係	0 4 7 5 - 4 2 - 1 4 3 1
一宮町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 4 0 - 1 0 5 5
【市原市】 市原市役所 保健福祉部高齢者支援課	0 4 3 6 - 2 3 - 9 8 7 3
市津・ちはら台地域包括支援センター	0 4 3 6 - 6 7 - 1 5 2 0

重要事項説明授受確認書

令和 7 年 月 日

通所介護サービス提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 千葉県茂原市真名 675 番地 2

名称 デイサービスセンター真名実恵園

説明者 所属 通所介護課

氏名

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所から通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

氏名

代理人 (続柄 :)

氏名

身元引受人 (続柄 :)

氏名